

所得補償保険

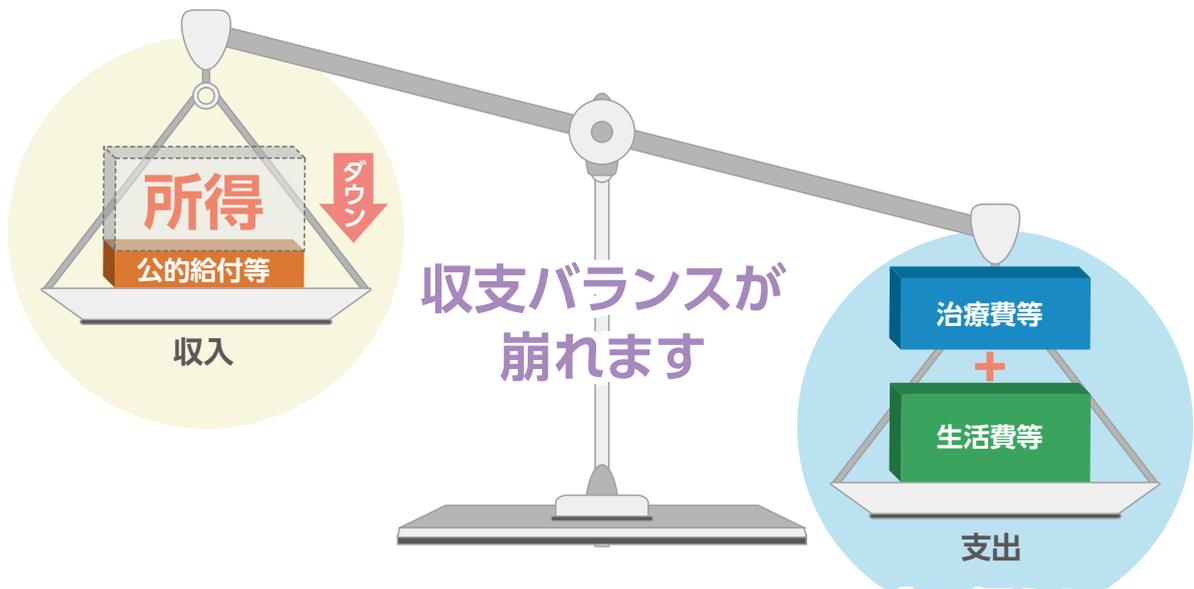


思いがけないケガや病気への備えはできていますか？

〈万一、ケガや病気で働けなくなった場合〉



働けないため収入は減ってしまいますが、
治療等の費用がかかり、支出は増えてしまいます。



所得補償保険は、ケガや病気で働けなくなった場合に得られなくなる
所得を補償し、あなたと大事な家族の生活を守る保険です。



所得補償保険をおすすめする3つのポイント

がん、心筋こうそく、
脳卒中をはじめとする病気や
ケガによる就業不能^(※1)
を補償!

医師の診査は不要^(※2)で、
契約の手続きが簡単!

入院はもちろん、
自宅療養中で就業不能^(※1)
の場合も補償!

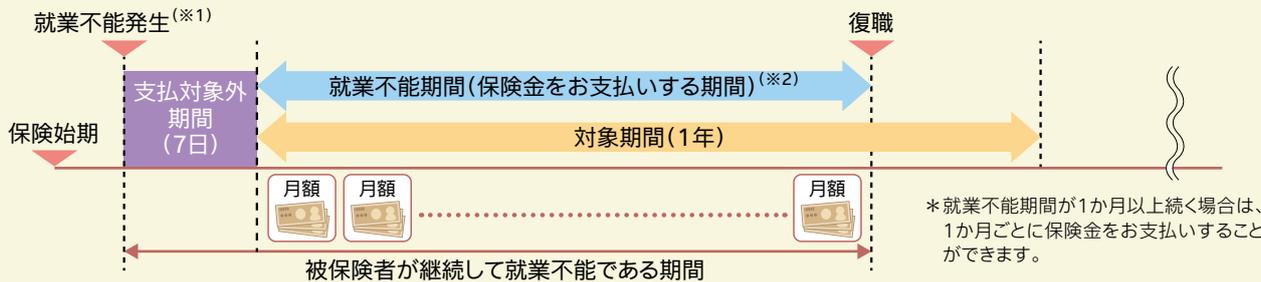
(※1) 精神障害を原因とした就業不能等、一部対象外となる場合があります。

(※2) 告知していただいた内容により、「ご加入いただけない」または「特別な条件付きでのご加入」となる場合があります。

保険金のお支払方法

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中にケガまたは病気を被り、その直接の結果として就業不能となった場合に、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。

<保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間7日>



(※1) 保険期間中に開始した就業不能がこの保険のお支払対象となります。

(※2) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端数がある場合は、1か月を30日として計算します。

(例) 保険金額(月額) 15万円の被保険者が3月25日から12月12日まで(8か月19日間)入院した場合(支払対象外期間7日)

【保険金をお支払いする期間】 8か月19日間-7日間(支払対象外期間)=8か月と12日間

【お支払いする保険金】 15万円(月額) × (8か月+12/30日)=126万円

(注1) 平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額を保険金額として算出した額をお支払いします。

(注2) お支払いする保険金等の詳細はP.3保険金をお支払いする主な場合・お支払いできない主な場合をご参照ください。

【用語の定義】支払対象外期間、就業不能期間、平均月間所得額

保険金額(月額補償額)の設定

保険金額(月額)は、被保険者(保険の対象となる方)がご加入の公的医療保険制度に応じて、下記の算式にあてはめて設定をします。なお、算出した結果30万円を超える場合は、30万円が設定できる保険金額(月額)の限度となります。

$$\text{ご契約直前12か月間の所得の平均額} \times \text{保険金額割合}(\%) = \text{保険金額の限度額}$$

(例) ご契約直前12か月間の所得の平均額が30万円で健康保険に加入している給与所得者の場合

【設定が可能な保険金額の限度額】 ご契約直前12か月間の所得の平均額 30万円 × 50% = 15万円

(※) P.3「保険金額の決め方(基本契約)」をご参照ください。

【用語の定義】所得

保険料

<保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間7日>

ご契約金額(保険金額)		所得補償(基本契約) 月額15万円					
職種級別 (主な職種)	払込方法	基本1級 医師/一般事務職/飲食店主・従業員 /営業職/会計士/危険物を取扱わない 小売店主・従業員/教師/建築家/税理士 /弁護士/編集者/薬剤師 など		基本2級 栄養士/屋内清掃員/音楽家/看護師/ 危険物を取扱わない研究者・技術者/ 調理人/通信従事者/デザイナー/ 農耕作業員/美容師/理容師 など		基本3級 医薬品製造工/危険物を扱う研究者 ・技術者/警備員/自動車修理作業員 /消防員/船舶関係従事者/ ハイヤー・タクシー運転手/板金工 など	
		月払	年払	月払	年払	月払	年払
標準プラン	年齢区分						
	満20~24歳	1,170円	12,710円	1,350円	14,580円	1,580円	17,190円
	満25~29歳	1,320円	14,330円	1,520円	16,440円	1,770円	19,310円
	満30~34歳	1,640円	17,690円	1,880円	20,300円	2,210円	23,910円
	満35~39歳	2,030円	22,050円	2,340円	25,410円	2,730円	29,760円
	満40~44歳	2,540円	27,530円	2,910円	31,640円	3,410円	37,110円
	満45~49歳	3,020円	32,880円	3,480円	37,860円	4,070円	44,330円
満50~54歳	3,500円	38,100円	4,020円	43,830円	4,730円	51,420円	
満55~59歳	3,740円	40,730円	4,310円	46,820円	5,040円	54,920円	

個人賠償責任補償特約(※)を セットする場合の加算保険料 (全年齢共通)	ご契約金額(保険金額)	3億円	
	加算保険料	月払	年払
		130円	1,390円

(※) 個人賠償責任補償特約の詳細につきましては、P.4を参照してください。

(注1) 職種によって保険料が異なりますので、上表にない方はお申し出ください。

(注2) 上記以外のタイプもご用意しております。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(注3) 保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。

(注4) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。

(注5) ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

(注6) 夫婦(夫)の方向けのプランとして、家事従事者入院安心プラン(家事従事者特約セット)がございます。家事従事者特約をセットする場合は、入院のみ補償特約が自動的にセットされます。家事従事者特約をセットする場合の保険料等の詳細につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書は被保険者(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
(注)口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
(注)「ご契約時における注意事項」を必ずお読みください。

ご契約にあたって

- ◆被保険者(保険の対象となる方) この保険をご契約いただける方は、満15歳以上満69歳以下で有職の方にかぎります。家事従事者入院安心プラン(家事従事者特約セット)の場合は、満16歳以上満69歳以下で、主として被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)にかぎります。また、被保険者(保険の対象となる方)のご職業・年齢により、保険料が異なります。

- ◆保険金額の決め方(基本契約) ご契約いただく基本契約の保険金額の設定については、ご契約直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等をご契約の場合は、ご契約いただける保険金額を制限することがありますので、ご契約時にお申し出ください。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご契約直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

(注)家事従事者入院安心プラン(家事従事者特約セット)の保険金額(月額)は15万円が限度となります。

- ◆ご契約の際にご注意いただくこと
ご契約の際は、被保険者(保険の対象となる方)の生年月日(満年齢)、性別、職業・職種、過去の傷病歴、現在の健康状態、他の保険契約等の加入状況等、申込書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
・他の保険契約等を締結されている場合は、「他の保険契約等欄」に必ずご記入ください。
・ご契約の際は、被保険者から現在の健康状態と過去の傷病歴等をお知らせいただきます。「告知書」にご回答のうえ、被保険者ご本人が署名してください。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いできない主な場合

所得補償保険(基本契約)

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。

家事従事者入院安心プラン(家事従事者特約セット)の場合

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合に、保険金をお支払いします。

(注)家事従事者特約における被保険者は、主として被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)にかぎります。

お支払いする保険金

■次の計算式によって算出した額をお支払いします。

お支払いする保険金の額	=	保険金額(月額) ^(※1)	×	就業不能期間 (保険金をお支払いする期間) ^(※2) の月数 ^(※3)
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間) ^(※2)	=	就業ができない期間	-	支払対象外期間

(※1) 保険証券(申込書)記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。

(※2) 保険証券(申込書)に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。

(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

■原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。

■対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

■支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

■初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。

①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額

■次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合

②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

③申込書に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合

④他の保険契約等がある場合

など

■骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、就業不能となった時が、初年度契約の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

■次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

- (1)故意または重大な過失
- (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- (4)妊娠、出産、早産または流産
- (5)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- (6)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの

など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

■次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

- (1)自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- (2)地震、噴火またはこれらによる津波

など

■次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

- (1)精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能
- (2)妊娠または出産を原因とした就業不能

個人賠償責任補償(特約)

保険金をお支払いする主な場合

日本国内において、住宅^(※1)の所有・使用・管理または被保険者^(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負ったとき。

(※1)被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。

(※2)この特約における被保険者は、次のとおりです。①本人、②本人の配偶者、③本人またはその配偶者の同居の親族、④本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子、⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。

⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注)日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故につきましては、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

お支払いする保険金

被保険者が負担する損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額^(※)はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任補償(特約)の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。

(※)支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1)故意
- (2)地震、噴火またはこれらによる津波
- (3)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- (4)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (5)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (6)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- (7)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

(※)次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。

- ①原動力がもっぱら人力であるもの
- ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)

ご契約時における注意事項

商品の仕組み

所得補償保険は、被保険者(保険の対象となる方)が、保険期間中に病気やケガにより働けなくなった場合の所得の損失に備える保険です。

契約締結時における注意事項(告知義務等)

(1)申込書・告知書のご記入にあたっての注意点

■申込書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務^(※)

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等の加入状況

(※)家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。

■初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、初年度契約の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 継続契約の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- (2) 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、初年度契約の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
- ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- (3) ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
- ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。
 - ③今回はご加入いただけません。
- (4) お申込み後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

始期前の発病や事故による無責の取扱い

初年度契約の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した病気・発生した事故によるケガを原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご契約された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、初年度契約の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いの対象となる場合があります。

- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある病気が存在する場合は、その医学上重要な関係がある病気の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注) 特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

保険料について

- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください（口座振替でお支払いいただく場合等を除きます。）。
 - 保険料を領収する前に生じた事故につきましては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
 - 分割払の場合
 - ・第1回の分割保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いしません。
 - ・第2回以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日^(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日^(※)の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合において、払込期日の翌日以降に保険金支払事由の原因が発生していたとき、または保険金支払事由が生じていたときは、保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意や重大な過失がなかったと損保ジャパン日本興亜が認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。
- (※) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

補償重複について

所得補償保険を複数ご契約^(※1)された場合や「個人賠償責任補償特約」を複数のご契約^(※1)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険以外ののご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに個人賠償責任補償特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償重複となる可能性がある主な補償・特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	所得補償保険の基本契約	他の所得補償保険
②	所得補償保険の個人賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約

ご契約後における注意事項

保険証券

保険証券は大切に保管してください。また、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回等）ができません。

重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

契約締結後における留意事項（通知義務等）

- (1) 職業または職務を変更された場合
 保険証券記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- (注) 家事従事者入院安心プラン（家事従事者特約セット）をご契約で、新しくお仕事を始められた場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- (2) 住所または通知先を変更された場合
 保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(3)所得の平均月間額が減少した場合
直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

(注)ご契約後、被保険者が死亡された場合、または、保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは、従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。

その他の注意事項

特定疾病等対象外特約について

■告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

(注)例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

■「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

■ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、被保険者(保険の対象となる方)の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

など

■詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

税法上の取扱い

本保険は介護医療保険料控除の対象となります(2019年4月現在)。ただし、個人賠償責任補償特約保険料を除きます。

個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト

(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

用語のご説明

この保険において、主な用語の定義は以下のとおりです。

ケガ(傷害)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体のケガをいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (注)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後、もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 <家事従事者入院安心プラン(家事従事者特約セット)の場合> 身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、保険証券記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (注)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
所得	保険証券記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。 <家事従事者入院安心プラン(家事従事者特約セット)の場合> 家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。

身体障害	ケガ(ケガの原因となった事故を含みます。)および病気をあわせて身体障害といえます。 (注) 骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①ケガについては、ケガの原因となった事故発生時 ②病気については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時 (注) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (注) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (注) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
病気(疾病)	ケガ以外の身体の障害をいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。 <家事従事者入院安心プラン(家事従事者特約セット)の場合> 2019年4月現在、171千円とします。
他の保険契約等	所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

商品に関するお問い合わせ

【受付時間】平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業) ◆おかけ間違いにご注意ください。

カスタマーセンター

<公式ウェブサイト> <https://www.sjnk.co.jp/>

0120-888-089

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

保険金のご請求について

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 保険金をお支払いする事由が発生した場合は、お支払いの内容等により継続契約をお断りすることや、継続契約の条件を制限することがあります。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 個人賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

保険金ご請求のご連絡先 ◆おかけ間違いにご注意ください。

保険金をお支払いする事由が発生した場合は、すみやかに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** (24時間365日対応)

マイページ お客さま向けインターネットサービス

こんな便利な機能をお使いいただけます。

◆ いつでもインターネットで、お客さまの見たいときにご契約内容や事故対応状況をご覧ください。

◆ お引越しのときなどに、まとめて簡単に住所・電話番号の変更手続きをしていただけます。

◆ お取引のある代理店へ、保険のお見積もりやご加入相談をしていただけます。

(注) マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。マイページについては損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) をご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓 口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808 <通話料有料> ◆おかけ間違いにご注意ください。

<受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- ★ このパンフレットは「所得補償保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ★ ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。
- ★ 取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先